

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和6年3月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第7号

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別利用教育の基準) 第36条 <省略> 2 <省略> 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「 <u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u> 」とあるのは「 <u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u> 」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「 <u>利用の申込みに係る法第19</u>	(特別利用教育の基準) 第36条 <省略> 2 <省略> 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「 <u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども</u> 」とあるのは「 <u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u> 」と、「 <u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 」とあるのは「 <u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・</u>

条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ⑦中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ⑧中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。